

福島第一、第二原子力発電所事故に伴う自治体業務に係る 原子力損害賠償について

福島第一、第二原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響は、現在なお収まりをみせず、事故発生以来、県及び市町村においては、放射能に対する県民の不安を軽減し、風評被害を防止するための膨大な業務対応を強いられています。

自治体業務に係る原子力損害への賠償については、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下、「中間指針」という。）」を踏まえ、貴社において、鋭意、取り組まれているところですが、そこで損害項目として明示されていない事業については、引き続き検討されているものと承知しています。

こうした中で、これまでに県内自治体が行ってきた放射能対策に要した費用は既に相当の額となっており、多額の財源不足が見込まれる現下の自治体の財政をますます圧迫する要因となっています。

については、こうした本県内の実情を踏まえ、次の各項目について速やかに対応されるよう、強く要請します。

1 中間指針で賠償の対象とされている事業費について

下水道事業及び水道事業等に関する損害については、速やかに賠償手続を進め、早期に支払を行うこと。

2 中間指針で明示されていない事業費について

放射能検査・分析をはじめ、放射能対策のために地方自治体が新たに要した事業費全般について、事故との相当因果関係がある損害として幅広く賠償の対象とすること。また、現在、県及び市町村において賠償請求の検討を進めているところであるので、賠償基準の策定や具体的な請求手続に早期に着手すること。

平成24年2月2日

東京電力株式会社

取締役社長 西澤 俊夫 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県市長会会长

茅ヶ崎市長 服部 信明

神奈川県町村会会长

箱根町長 山口 昇士